

11 経済産業省 (特区第10次 再々検討要請)

管理コード	具体的事業を実現するための必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管関係府庁
110050	修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講義開設事業の拡充	経済産業省関係構造改革特別区域法第23条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第24条	修了者を認められた者が、修了を認められた日から1年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、別表に掲げる当該試験に係る試験の科目の一部を免除する。	現行実施されている特例措置1131(1143)「修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講義開設事業」における「修了試験」について、修了認定に係る試験に使用する問題を経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合)あるいは、独立法人情報処理推進機構(機構が試験事務を行う場合)から提供を受ける講座について、認定講座開設者が行う修了認定に係る試験の実施に代えて、テスト事業者が経済産業大臣から問題提供を受けることによりコンピュータを利用した試験(ＣＢＴ)で随時実施できるように拡充措置を講じる。	認定講座開設者に代えてテスト事業者が経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合)あるいは、独立法人情報処理推進機構(機構が試験事務を行う場合)から修了問題の提供を受けてＣＢＴで随時行うことにより、認定講座開設者の講座運営上の負担を軽減し、当該講座における効率的、効果的な能力測定を適正かつ公平に行うことができる。	経済産業大臣提供が提供する筆記形式の試験では、あらかじめ定められた日時でしか受験する機会がなかったものが随時受験できるように、IT人材育成のより一層の促進効果をもたらすことが図れる。	C	構造改革特別区域基本方針別紙1131(1143)の特定事業に係る特例措置における修了認定試験については、経済産業省告示(平成18年248号)第1条第1項より、認定講座開設者が経済産業大臣(独立行政法人情報処理推進機構、以下「IPA」といふ。)が提供する問題により行う修了認定に係る試験を受けることが必要となっている。この場合、原則、認定講座開設者が自らの施設で直接修了認定試験を行わなければならないと考えられるが、テスト事業者等他の事業者が認定講座開設者から委託を受けて修了認定に係る試験を実施することを排除するものではないとするのが適切である。なお、当該委託を行ったにあたっては、修了試験実施にあたって認定講座開設者が法令等により求められる同等の措置を実施することが条件となる。一方、経済産業大臣(IPA)が提供する問題により行う修了認定に係る試験におけるコンピュータを利用した試験方式(ＣＢＴ)については、実際に出席する問題数の数値の問題の作成や出席におけるレベル設定など、解決すべき多くの課題があり、現在情報処理技術者試験で行われているペーパー試験方式(ＰＰＴ)に加え更なる実施体制の整備が必要であることから、現在の情報処理技術者試験実施体制においてこれを実現することは不可能である。なお、現在、官民の役割分担の観点から実施体制の見直しも含め、産業構造審議会情報経済分科会情報サービス、ソフトウェア小委員会人材育成ワーキンググループにおいて、試験制度全体のあり方を検討しているところ。	試験業務における官民の役割分担等、実施体制の見直しについて、右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。	テスト事業者等であっても修了試験を実施できるとのご回答をいただき、ありがとうございます。	C	ＣＢＴについては、経済産業大臣(IPA)から問題提供を受け、テスト事業者の自助努力によってＣＢＴを提供するものであり、更なる過大な実施体制の整備を経済産業大臣(IPA)に求めるものではありません。また、ＣＢＴに係る課題については、IPAにおける検討で、択一式である午前試験のアイテムバンクの充実に問題がないと報告されています。これらの状況を踏まえ、経済産業大臣(IPA)から問題提供を受け修了試験を実施する場合は、IPAにおいて以前から継続的に検討が進められてきたと承知しているが、いつから開始できる見通しであるか、併せて明らかされたい。	本件提案については、一次回答において経済産業省告示の該当条項に係る当省の見解を示しており、本提案に関する特定事業については法令に基づく規制はないものとするのが適切である。従って、構造改革特別区域法に基づき(何ら追加的な特例措置をとる必要はないものとする。なお、一次回答において述べたように、情報処理技術者試験(以下「本試験」といふ。))においてコンピュータを利用した試験方式(以下「ＣＢＴ」といふ。))を実施するにあたっては、解決しなければならない課題がある。提案主体からの意見にあるＣＢＴに係る独立行政法人情報処理推進機構(以下「IPA」といふ。))による検討は、平成14年の第3回情報処理技術者試験評議委員会決議に対する検討状況(中間報告)(IPA)のことも踏まえているものと思われる。しかし、該当部分の(1)アイテムバンクの充実、(2)今後の課題の項で挙げられているものであり、かつ、本試験をＣＢＴで行う場合を想定しているものである。本試験に加入修了認定に係る試験用にあるアイテムバンクを活用することは本試験の実施が困難となるため、別途問題を作成するための更なる実施体制の整備が必要であるが、これまで述べたように現在の本試験実施体制においてこれを実現することは不可能である。平成17年度には実証実験を実施しているが、これは、ＣＢＴによる問題作成形式、試験実施における環境、制御等性による強固な環境、座席時の対応策等を検証することが主目的であり、(教育程度の小規模な会場での活用が可能か、OS等環境を問わない動作できるかなどについても確認を行った。なお、試験問題は紙で実施する修了試験問題と同じものを使用したものであり、アイテムバンクからのランダムな問題を想定したものではない。また、現在、官民の役割分担やＣＢＴの導入を含めた実施方法のあり方などについて、産業構造審議会情報経済分科会情報サービス、ソフトウェア小委員会人材育成ワーキンググループにおいて、検討を行っており、来年春までに改革案について成果を得ることとしている。	1003010	アール・プロモトリック株式会社	経済産業省			
110060	修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講義開設事業の拡充	経済産業省関係構造改革特別区域法第23条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第25条	修了者を認められた者が、修了を認められた日から1年以内に基本情報技術者試験を受験する場合は、別表に掲げる当該試験に係る試験の科目の一部を免除する。	現行実施されている特例措置1132(1144)「修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講義開設事業」における「修了試験」について、修了認定に係る試験に使用する問題を経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合)あるいは、独立法人情報処理推進機構(機構が試験事務を行う場合)から提供を受ける講座について、認定講座開設者が行う修了認定に係る試験の実施に代えて、テスト事業者が経済産業大臣から問題提供を受けることによりコンピュータを利用した試験(ＣＢＴ)で随時実施できるように拡充措置を講じる。	認定講座開設者に代えてテスト事業者が経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合)あるいは、独立法人情報処理推進機構(機構が試験事務を行う場合)から修了問題の提供を受けてＣＢＴで随時行うことにより、認定講座開設者の講座運営上の負担を軽減し、当該講座における効率的、効果的な能力測定を適正かつ公平に行うことができる。	経済産業大臣提供が提供する筆記形式の試験では、あらかじめ定められた日時でしか受験する機会がなかったものが随時受験できるように、IT人材育成のより一層の促進効果をもたらすことが図れる。	C	構造改革特別区域基本方針別紙1132(1144)の特定事業に係る特例措置における修了認定試験については、経済産業省告示(平成18年249号)第1条第1項より、認定講座開設者が経済産業大臣(独立行政法人情報処理推進機構、以下「IPA」といふ。)が提供する問題により行う修了認定に係る試験を受けることが必要となっている。この場合、原則、認定講座開設者が自らの施設で直接修了認定試験を行わなければならないと考えられるが、テスト事業者等他の事業者が認定講座開設者から委託を受けて修了認定に係る試験を実施することを排除するものではないとするのが適切である。なお、当該委託を行ったにあたっては、修了試験実施にあたって認定講座開設者が法令等により求められる同等の措置を実施することが条件となる。一方、経済産業大臣(IPA)が提供する問題により行う修了認定に係る試験におけるコンピュータを利用した試験方式(ＣＢＴ)については、実際に出席する問題数の数値の問題の作成や出席におけるレベル設定など、解決すべき多くの課題があり、現在情報処理技術者試験で行われているペーパー試験方式(ＰＰＴ)に加え更なる実施体制の整備が必要であることから、現在の情報処理技術者試験実施体制においてこれを実現することは不可能である。なお、現在、官民の役割分担の観点から実施体制の見直しも含め、産業構造審議会情報経済分科会情報サービス、ソフトウェア小委員会人材育成ワーキンググループにおいて、試験制度全体のあり方を検討しているところ。	試験業務における官民の役割分担等、実施体制の見直しについて、右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。	テスト事業者等であっても修了試験を実施できるとのご回答をいただき、ありがとうございます。	C	ＣＢＴについては、経済産業大臣(IPA)から問題提供を受け、テスト事業者の自助努力によってＣＢＴを提供するものであり、更なる過大な実施体制の整備を経済産業大臣(IPA)に求めるものではありません。また、ＣＢＴに係る課題については、IPAにおける検討で、択一式である午前試験のアイテムバンクの充実に問題がないと報告されています。これらの状況を踏まえ、経済産業大臣(IPA)から問題提供を受け修了試験を実施する場合は、IPAにおいて以前から継続的に検討が進められてきたと承知しているが、いつから開始できる見通しであるか、併せて明らかされたい。	本件提案については、一次回答において経済産業省告示の該当条項に係る当省の見解を示しており、本提案に関する特定事業については法令に基づく(何ら追加的な特例措置をとる必要はないものとする。なお、一次回答において述べたように、情報処理技術者試験(以下「本試験」といふ。))においてコンピュータを利用した試験方式(以下「ＣＢＴ」といふ。))を実施するにあたっては、解決しなければならない課題がある。提案主体からの意見にあるＣＢＴに係る独立行政法人情報処理推進機構(以下「IPA」といふ。))による検討は、平成14年の第3回情報処理技術者試験評議委員会決議に対する検討状況(中間報告)(IPA)のことも踏まえているものと思われる。しかし、該当部分の(1)アイテムバンクの充実、(2)今後の課題の項で挙げられているものであり、かつ、本試験をＣＢＴで行う場合を想定しているものである。本試験に加入修了認定に係る試験用にあるアイテムバンクを活用することは本試験の実施が困難となるため、別途問題を作成するための更なる実施体制の整備が必要であるが、これまで述べたように現在の本試験実施体制においてこれを実現することは不可能である。また、現在、官民の役割分担やＣＢＴの導入を含めた実施方法のあり方などについて、産業構造審議会情報経済分科会情報サービス、ソフトウェア小委員会人材育成ワーキンググループにおいて、検討を行っており、来年春までに改革案について成果を得ることとしている。	1003020	アール・プロモトリック株式会社	経済産業省			
110070	不法投棄された家電のリサイクル法(市で分別リサイクルを行う)	家電リサイクル法第54条	市町村は、収集した特定家庭用機器廃棄物を製鉄業者等に引き渡すことができる。	家電4品目については、家電リサイクル法によりリサイクル料金を支払ってリサイクルすることが義務付けられているが、不法投棄された家電4品目については適用除外とし、回収した市において独自解体、分別リサイクルを行えるようにする。	現在、不法投棄された家電4品目については市の予算でリサイクル料金を負担して法のリサイクルルールに準じて処理している。不法投棄による家電4品目の数は、それほど多くないが、そもそも不法投棄行為であるため、回収された家電について想定した家電4品目とも経路が異なり、不法投棄された家電4品目に関り、法の適用除外となることにより、市の処理施設において、市独自のリサイクルを行うこととなる。	家電4品目について、家電リサイクル法により、リサイクル料金を支払わなければならないが、不法投棄された家電については市がその料金を負担している。本来不法投棄は違法行為であり、あってはならないことであるが、現実問題として、不法投棄された家電4品目については法の適用除外であることを踏まえ、回収した市により独自のリサイクルを行うことも必要である。	E	本法第54条では、市町村が引き渡すことが可能であると定められており、引渡しを義務付けられているとはなっていない。したがって、市町村自ら実施することを妨げるものではない。	当該提案の内容は、現行規定により対応可能である(D)と判断できようか、回答されたい。	E	E	当該提案については、一次回答において経済産業省告示の該当条項に係る当省の見解を示しており、本提案に関する特定事業については法令に基づく(何ら追加的な特例措置をとる必要はないものとする。なお、一次回答において述べたように、情報処理技術者試験(以下「本試験」といふ。))においてコンピュータを利用した試験方式(以下「ＣＢＴ」といふ。))を実施するにあたっては、解決しなければならない課題がある。提案主体からの意見にあるＣＢＴに係る独立行政法人情報処理推進機構(以下「IPA」といふ。))による検討は、平成14年の第3回情報処理技術者試験評議委員会決議に対する検討状況(中間報告)(IPA)のことも踏まえているものと思われる。しかし、該当部分の(1)アイテムバンクの充実、(2)今後の課題の項で挙げられているものであり、かつ、本試験をＣＢＴで行う場合を想定しているものである。本試験に加入修了認定に係る試験用にあるアイテムバンクを活用することは本試験の実施が困難となるため、別途問題を作成するための更なる実施体制の整備が必要であるが、これまで述べたように現在の本試験実施体制においてこれを実現することは不可能である。また、現在、官民の役割分担やＣＢＴの導入を含めた実施方法のあり方などについて、産業構造審議会情報経済分科会情報サービス、ソフトウェア小委員会人材育成ワーキンググループにおいて、検討を行っており、来年春までに改革案について成果を得ることとしている。	1029160	多治見市	経済産業省環境省				
110080	新エネルギー等利用義務量(ソーラー特区)	電気事業者(四国電力等一般電気事業者、PPS特定電気事業者)に対して、一定量の新エネルギーで発電した電気を利用することを法律で義務付ける特別措置法第4条第4項、第4条	電気事業者(四国電力等一般電気事業者、PPS特定電気事業者)に対して、一定量の新エネルギーで発電した電気を利用することを法律で義務付ける特別措置法第4条第4項、第4条	電気事業者(四国電力等一般電気事業者、PPS特定電気事業者)に対して、一定量の新エネルギーで発電した電気を利用することを法律で義務付ける特別措置法第4条第4項、第4条	電気事業者(四国電力等一般電気事業者、PPS特定電気事業者)に対して、一定量の新エネルギーで発電した電気を利用することを法律で義務付ける特別措置法第4条第4項、第4条	電気事業者(四国電力等一般電気事業者、PPS特定電気事業者)に対して、一定量の新エネルギーで発電した電気を利用することを法律で義務付ける特別措置法第4条第4項、第4条	C	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法は、経済効果の観点から新エネルギーを導入するためのコスト負担を軽減する観点から、原則的に電気消費者にそのコスト負担を期待する制度である。その際、そもそも、電気事業者の需要と供給は、市の地域と関係なく、存在する一定の地域に開いた義務量を決めることは困難。また、仮に一部の地域に高い目標を設定し、導入を促進した場合、余剰電力が確保されるが、これは地域の消費者がその負担によってまかなわれかねない、不公平。このため、当該提案は特区制度になじむものではない。	地域特性を踏まえ、エネルギー源別の義務量を設定することはできない。また、電気料金に還元されることを前提とするならば、還元を消費者である地方公共団体へ負担することには問題がある。地域特性を活かした将来のエネルギー確保という面から効果は大きい。	新エネルギー等利用義務量は市単位ではなくブロック単位である。現行制度でも四国エリアという地域に限定されている。これを市の地域で決めるのも同様にできない。いずれにしても地域特性に合った特区制度にしもの地方公共団体へ負担することには問題がある。地域特性を活かした将来のエネルギー確保という面から効果は大きい。	新エネルギー等利用義務量は市単位ではなくブロック単位である。現行制度でも四国エリアという地域に限定されている。これを市の地域で決めるのも同様にできない。いずれにしても地域特性に合った特区制度にしもの地方公共団体へ負担することには問題がある。地域特性を活かした将来のエネルギー確保という面から効果は大きい。	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法は、経済効果の観点から新エネルギーを導入するためのコスト負担を軽減する観点から、原則的に電気消費者にそのコスト負担を期待する制度である。その際、そもそも、電気事業者の需要と供給は、市の地域と関係なく、存在する一定の地域に開いた義務量を決めることは困難。また、仮に一部の地域に高い目標を設定し、導入を促進した場合、余剰電力が確保されるが、これは地域の消費者がその負担によってまかなわれかねない、不公平。このため、当該提案は特区制度になじむものではない。	我が国においては、平成14年の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法制定時に、固定価格買取制度と本法のRPS制度を比較の上、対策効果の確実性、義務履行に当たった際の電源選択の自由度、コスト削減インセンティブの有無、費用負担の公平性等の観点から比較を行い、RPS制度が導入されたこと、昨年11月～本年5月にも、総合調達新エネルギー調達会新エネルギー部会において現状状況から制度評価を行い、同様の結論を述べているところであり、今のところ固定価格買取制度を導入する予定はない。	1067020	松山市	経済産業省環境省			
110090	太陽光発電の余剰電力買取価格の長期保証(ソーラー特区)	電気事業者(四国電力等一般電気事業者、PPS特定電気事業者)に対して、一定量の新エネルギーで発電した電気を利用することを法律で義務付ける特別措置法第4条第4項、第4条	電気事業者(四国電力等一般電気事業者、PPS特定電気事業者)に対して、一定量の新エネルギーで発電した電気を利用することを法律で義務付ける特別措置法第4条第4項、第4条	電気事業者(四国電力等一般電気事業者、PPS特定電気事業者)に対して、一定量の新エネルギーで発電した電気を利用することを法律で義務付ける特別措置法第4条第4項、第4条	電気事業者(四国電力等一般電気事業者、PPS特定電気事業者)に対して、一定量の新エネルギーで発電した電気を利用することを法律で義務付ける特別措置法第4条第4項、第4条	電気事業者(四国電力等一般電気事業者、PPS特定電気事業者)に対して、一定量の新エネルギーで発電した電気を利用することを法律で義務付ける特別措置法第4条第4項、第4条	E	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法は、利用目標を定めるが、経済効果的な新エネルギーを導入していくことを目指しているため、価格は市場原理に委ねられており、買取価格を確保する仕組みは存在しない。	諸外国においては、電気事業者が太陽光、風力、水力エネルギー等によって発電された電力の最低買取価格を政府が法定で定めている事例も見受けられるが、買取制度を確保する観点からも、これと同様の制度を検討する考えはないが、右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。	少くも、現在においても、太陽光発電の余剰電力買取価格(販売価格)は同じである。これを特区制度によって20年の長期保証することによってソーラー特区を促し、無償で導入される観点から、太陽光発電を増やすというものであり、将来のエネルギー確保という面から効果は大きい。	我が国においては、平成14年の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法制定時に、固定価格買取制度と本法のRPS制度を比較の上、対策効果の確実性、義務履行に当たった際の電源選択の自由度、コスト削減インセンティブの有無、費用負担の公平性等の観点から比較を行い、RPS制度が導入されたこと、昨年11月～本年5月にも、総合調達新エネルギー調達会新エネルギー部会において現状状況から制度評価を行い、同様の結論を述べているところであり、今のところ固定価格買取制度を導入する予定はない。	1067030	松山市	経済産業省					
110100	住宅用太陽光発電システム(ソーラー特区)	計量法施行令第18条及び別表第3	電力計等電気計測の有効期間は、機器製造、定検等により、5年、7年、10年に規定。	電力計等電気計測の有効期間は、機器製造、定検等により、5年、7年、10年に規定。	電力計等電気計測の有効期間は、機器製造、定検等により、5年、7年、10年に規定。	電力計等電気計測の有効期間は、機器製造、定検等により、5年、7年、10年に規定。	C	電力計等電気計測の有効期間は、機器製造、定検等により、5年、7年、10年に規定。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。	太陽光発電システム設置者にとって、現行法における電力計等電気計測の有効期間は極めて短く、大きな負担となっている。松山市として、太陽光発電システムの利用促進を図る観点から、電力計等電気計測の有効期間を延長することと設置者の費用負担を軽減することとが、太陽光発電システムの普及促進の一助となると考える。	電力計等電気計測の有効期間は、機器製造、定検等により、5年、7年、10年に規定。	我が国においては、平成14年の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法制定時に、固定価格買取制度と本法のRPS制度を比較の上、対策効果の確実性、義務履行に当たった際の電源選択の自由度、コスト削減インセンティブの有無、費用負担の公平性等の観点から比較を行い、RPS制度が導入されたこと、昨年11月～本年5月にも、総合調達新エネルギー調達会新エネルギー部会において現状状況から制度評価を行い、同様の結論を述べているところであり、今のところ固定価格買取制度を導入する予定はない。	1067040	松山市	経済産業省				

11 経済産業省 (特区第10次 再々検討要請)

管理コード	具体的事業を実現するための必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管関係官庁
110160	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を輸送するための要件緩和	高圧ガス保安法第46条 容器保安規則第2条	容器に充てんする高圧ガスは、刻印において示された種類の高圧ガスでなければならない。圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器は自動車の燃料装置用容器であるため、一般の容器の用に供することはできない。	現行法で圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を運送目的で使用するを禁止していることに対し、容器を荷台等に適切に固定することにより、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を運送目的で使用するを可能にする。	新産業廃棄物及び有機廃棄物に爆発性処理を行い、同プロセスから発生するバイオガスを精製して、近隣のエネルギー需要家まで輸送し、化石燃料代替として利用する事業の構築を目指す。運送コスト削減のため、輸送効率に優れた圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器(高圧(20～24MPa)・軽量複合容器)をバイオメタン輸送に使用する。具体的には、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器が備える圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器(高圧(20～24MPa)・軽量複合容器)をバイオメタン輸送に使用する。具体的には、既設の生産設備が豊富な水素市において、平成18年度から3か年のNEDOの新規エネルギー利用技術実証試験を行う。バイオメタンの含有成分制御技術の構築、バイオメタンの容器への高圧貯蔵の安全性の検証は、需要が求めらる高品質・低価格のエネルギーを効率的に供給するための要件となる。	提案理由: 水素市では、脱炭や焼却物の適正処理と、回収したバイオガスエネルギーの供給を検討している。課題となるバイオメタンの運送コストを本特別措置により削減し、事業モデル構築する。またバイオメタンが容器に与える影響を実証し、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器として利用可能が検証する。	D	高圧ガス保安法では機能性基準を適用しており、現行の制度においても、容器保安規則の機能性基準の運用について、に基づき、当該容器を一般容器として使用するための容器検査の事前評価の申請を行い、詳細基準事前評価委員会において適合と判断されれば使用が可能である。なお、事前評価において基準を満たしていると認められるかどうかについては、保証の限りではない。	右提案主体からの意見を踏まえ検討のうえ回答された。				提案主体が事前評価を受けるにあたって議論等を希望されるのであれば、是非御相談いただきたい。				1118020	株式会社日本総合研究所、水素市	経済産業省
110170	圧縮水素運送自動車燃料装置用容器の技術基準を圧縮天然ガス運送自動車燃料装置用容器として用いるための要件緩和	高圧ガス保安法第46条 容器保安規則第2条	容器に充てんする高圧ガスは、刻印において示された種類の高圧ガスでなければならない。圧縮水素運送自動車燃料装置用容器は高圧ガスを運送するための容器であるため、一般の容器の用に供することはできない。	現行法の圧縮水素運送自動車燃料装置用容器を対象とした特許権の付与を受ける者、バイオガス由来のメタンガスを主成分とした精製ガス(以下、バイオメタンと略す)を圧縮充填して運送する事ができない。バイオメタンの容器への圧縮充填に際して、安全上の支障のない性能を満たすことを条件に、圧縮水素運送自動車燃料装置用容器を運送目的で使用するを可能にする。	新産業廃棄物及び有機廃棄物に爆発性処理を行い、同プロセスから発生するバイオガスを精製して、近隣のエネルギー需要家まで輸送し、化石燃料代替として利用する事業の構築を目指す。運送コスト削減のため、輸送効率に優れた圧縮水素運送自動車燃料装置用容器(高圧(20～24MPa)・軽量複合容器)をバイオメタン輸送に使用する。具体的には、既設の生産設備が豊富な水素市において、平成18年度から3か年のNEDOの新規エネルギー利用技術実証試験を行う。バイオメタンの含有成分制御技術の構築、バイオメタンの容器への高圧貯蔵の安全性の検証は、需要が求めらる高品質・低価格のエネルギーを効率的に供給するための要件となる。	提案理由: 水素市では、脱炭や焼却物の適正処理と、回収したバイオガスエネルギーの供給を検討している。課題となるバイオメタンの運送コストを本特別措置により削減し、事業モデル構築する。またバイオメタンが容器に与える影響を実証し、圧縮水素運送自動車燃料装置用容器として利用可能が検証する。	D	高圧ガス保安法では機能性基準を適用しており、現行の制度においても、容器保安規則の機能性基準の運用について、に基づき、当該容器を一般容器として使用するための容器検査の事前評価の申請を行い、詳細基準事前評価委員会において適合と判断されれば使用が可能である。なお、事前評価において基準を満たしていると認められるかどうかについては、保証の限りではない。	右提案主体からの意見を踏まえ検討のうえ回答された。			提案主体が事前評価を受けるにあたって議論等を希望されるのであれば、是非御相談いただきたい。				1118030	株式会社日本総合研究所、水素市	経済産業省	
110180	東京湾岸地域における経済特区	(1)特許法第107条、第109条、第195条の2及び産業技術力強化法第17条 (2)特許法第30条	(1)特許に関する料金は、第195条において特許出願、出願審査の請求等を行う者の納付しなければならない手数料、特許法第107条において特許権の認定の登録を受ける者又は特許権者の納付しなければならない特許料について規定している。 (2)特許を受ける権利を有する者が特許出願を行い、所定の手続きをすれば、その刊行物発表等により新規性、進歩性を喪失しなかったものとみなされる。	日本経済の国際競争力を強化していくため、東京湾岸地域の特定地区に集中投資を促す(み)として、法規制の緩和とともに、税の減免や融資制度の拡充など思い切ったインセンティブを講じる経済特区を設置する。	4-優遇措置等 (4)出願企業に対する優遇措置 一法人格の軽減(所得から一定割合控除、投資減税の実施、特別償却の拡大、投資損失準備金制度の創設) 一登録免許料の免除 一法人事業税の免除 一事業所税の免除 一不動産取得税の免除 (5)上記一から一の規制特例による地方自治体間の実質的な格差縮小 a.融資制度・税優遇措置の拡充 b.民間都市再生事業計画の構構的認定 c.民間都市再生事業計画の認定申請期間の短縮 3) 法規制の緩和 (1) 特許料・特許審査請求料の軽減 (2) 特許出願後予期間の延長	C	(1)平成16年4月、審査請求構造の改革等を通じた審査迅速化を目的として、出願から権利維持までの全体の料金水準を引き下げたところ(審査実費に近くまで審査請求料を引き上げ、出願料・特許料を引き下げた)。このなかで、特定した地区の一部の産業についてのみ審査請求料及び特許料を減免することは、特許関係手数料の原則である受益者負担、また、特許特別会計の収支相償の観点からも適切ではない。 (2)特許制度は、我が国全体に最大20年という強力な排他的独占権を付与するものであり、一部地域のみに対外的な特許権付与の手続きを導入することは適当でない。 また、特許法30条第1項に規定する制度を利用するにあたっては、本人の発表後6ヶ月以内に出願したとしても、本人の出願より前に他人の出願があった場合には、本人が特許を取得できない点や、本制度と同様の制度が存在しない点など前置が必要である。すなわち、我が国企業が確実に特許を取得し、我が国の産業の国際競争力を高めていくためには、企業に対して、発明からできる限り早期に出願することを促すことが好ましい。このような現状であり、我が国で生み出された発明が十分に保護を受けられない結果を招くおそれがあり、不適当である。 さらに、現在、特許出願後予期間を含めた特許制度の国際調和に向けて、我が国が協力して努力しているところであり、こうした国際的な動向にも十分に留意すべきである。 なお、特許出願のための時間が十分にとれないとの指摘については、大半の出願人がそうしているように、弁理士制度の有効活用を図ることで対応が可能と考えられている。							1072010	東京都	経済産業省			
110190	民間資格の取得による弁理士試験の試験科目の一部免除	弁理士法第11条、弁理士法施行規則第3条、第4条	弁理士試験においては、国家資格取得者、国家試験合格者、修士号・博士号を有する者など、一定の能力を有することが、透明かつ公平な手続により認められている場合に、一部の試験の科目の免除を認める。	弁理士試験科目と同等の内容、難易度があると認められた民間資格を取得した者が、弁理士試験を受験する場合は、当該弁理士試験科目を免除する。具体的には、著作権に関する民間資格を取得した者が、回答式試験を受験する場合は、著作権に関する問題免除、コピライティングに関する民間資格を取得した場合には、弁理士試験論述科目と同等の内容、難易度があると認められる民間資格の科目免除を認める。	当該規定が緩和されることで、弁理士試験の受験者の学習負担が軽減される一方で、高い専門知識を有する人材の輩出に役立つ。また、民間資格の取得者から弁理士試験の受験を検討する人材も想定され、弁理士試験の受験者増加にもより、知的財産立国に向けた人的基盤の整備に大きく役立つと考えられる。	C	弁理士試験における論文式筆記試験(選択科目)の免除は、それに合格した者と同等の扱いをするものであることから、免除の対象となる者については、一定の能力レベルが求められると同時に、透明かつ公平な手続により付与された資格等を有している必要がある。したがって、弁理士法施行規則第4条においては、国家資格取得者、国家試験合格者、修士号・博士号を有する者など、一定の能力を有することが、透明かつ公平な手続により認められている者に限り、一部の試験の科目の免除を認める。 一方、民間団体や企業が独自の審査基準を設けて与える資格である民間資格については、法令等による規制がなく、能力レベルの継続性や資格付与基準の透明性、公平性が確保される根拠に乏しいことから、その取得者を免除の対象とするとは不適当である。									1109250	株式会社サーティファイ、社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	経済産業省	
110200	商標登録出願手続の行政書士への開放	弁理士法第75条、商標法第5条	商標登録出願等の工業所有権に関する出願に係る手続の代理については、弁理士の専権業務とされている。	弁理士法第75条により、特許、実用新案、意匠若しくは商標又は国際出願若しくは国際登録出願に関する特許業務とされているが、弁理士が少ない「弁理士過疎地域」での商標登録出願手続に限り、行政書士も行うことができる。	弁理士が少ない「弁理士過疎地域」で、行政書士が商標登録出願手続を行う。	弁理士は全国に約6千名登録しているが、都市部に集中・偏在しており、弁理士が少ない「弁理士過疎地域」では、企業間の利便性・地域経済の活性化のため、商標登録の担い手として行政書士を活用すべきである。行政書士は全国に約3万9千名登録しており、全国に満遍なく存在している。行政書士は地域密着の法律専門家として、知的財産権(特許・著作権・登録商標・特許・著作権等のライセンス契約作成等)を行っているが、商標登録・相談等の商標登録出願を支援している実態もある。平成12年の弁理士法改正で、弁理士は「特許等」の契約締結代理ができるようになった(同法第4条)が、一方、行政書士業務(契約作成等)に乗り入れたものである。相互乗り入れの観点からも、行政書士に商標登録出願手続を認めるべきである。	C	商標登録出願手続に限り、その業務を行政書士に開放することはできないが、右提案主体からの意見を踏まえ検討のうえ回答された。 また、平成12年度より「地域団体商標(地域ブランド)」に係る登録出願の手続きが開始されたことにより、地域における商標の出願件数も増加するものと考えられる。このようなニーズも多数に対応できるように商標登録出願手続業務を専門に行う資格者を確保し、国民の利便性を向上させるべきである。									1001010	個人	経済産業省

11 経済産業省 (特区第10次 再々検討要請)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類、内容'の見直し	'措置の内容、内容'の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管関係官庁
110210	障害者を多数雇用する企業との優先契約		官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第4条に基づき、国は、毎年度、国等の契約に関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会を増大を図るための方針(以下「国等の契約の方針」)を作成している。 平成18年度の国等の契約の方針においては、中小企業者の受注機会の増大のための従前からの措置を継続し、(12)に技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大を図るための措置を規定している。 当該措置において、国等は、政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進省庁連絡協議幹事会決定「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」に基づく入札参加機会の拡大措置の一層の活用を努めるものとされている。	障害者が障害者と一緒になって働ける環境を普及させるためには、ハードのバリアフリー、グローバルデザインだけでなく、ソフトの面で障害者を受け入れている企業を顕彰し普及させることが重要である。地方自治体や国などが企業から調達しようとする場合に、公平原則だけでなく、こうした障害者に雇用機会を与えている企業を優先して調達することを可能にする。	障害者が障害者と共生できる社会実現を更に一層促進するために、率先して障害者を雇用している企業を顕彰し、他の企業と差別する。	障害者が障害者と共生できる社会実現を更に一層促進するために、率先して障害者を雇用している企業を顕彰し、他の企業と差別する。	C		国等の調達に、予算の適正かつ効率的な執行を前提とし、会計法令等に基づき執行される一方で、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(以下、「官公需法」)は、国等の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大を図るための措置を講じているもの、(他の条件が等しければ、)障害者を多数雇用している企業を優先して随時契約を締結するかどうかは、官公需法ではなく、現行制度の範囲内において、各府省庁が判断すべきもの(DまたはE)と考えるかどうか、回答されたい。	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類、内容'の見直し	'措置の内容、内容'の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	1109100	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	総務省 経済産業省
110220	創業促進特区		官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第4条に基づき、国は、毎年度、国等の契約に関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会を増大を図るための方針(以下「国等の契約の方針」)を作成している。 平成18年度の国等の契約の方針においては、中小企業者の受注機会の増大のための従前からの措置を継続し、(12)に技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大を図るための措置を規定している。 当該措置において、国等は、政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進省庁連絡協議幹事会決定「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」に基づく入札参加機会の拡大措置の一層の活用を努めるものとされている。	地域における新技術採用品の当該地域内「官庁の試験調達の促進(試験調達制度)」及び同採択手続きの合理化	新技術内容を採用側で審査して欲しい、または、試験調達なので、実証実験のつもりで指導願いたい。	「試験調達」制度において、過去の採用実績を記載させるのは制度的に矛盾している。政策的判断で例えば創業5年以内の企業から優先調達(随意契約)することによって、地域産業の興隆を図ることができる。	C		当該提案の内容は、産業又は開拓事業の保護奨励のため、新技術を採用した製品を国においても随意契約により調達することを求めるものであることに鑑みると、官公需法ではなく、会計法並びに予算決算及び会計令の範囲内において、各府省庁が判断すべきもの(DまたはE)と考えるかどうか、回答されたい。	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類、内容'の見直し	'措置の内容、内容'の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	1109220	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	総務省 経済産業省